

中国四国整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成21年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) 注1	契約面積 (ha)	選定基準 注2	重点化基準 注3	B/C 注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	鳥取県日野郡日南町	44	ウ	①②	3.19	(①日野川流域 ②生山地区簡易水道)
2	鳥取県西伯郡大山町	15	ア	①	2.43	(日野川流域)
3	鳥取県倉吉市(東伯郡関金町)	6	ア	①②	2.56	(①天神川流域 ②倉吉市上水道)
4	鳥根県鹿足郡津和野町	25	ウ	①	3.13	(高津川流域)
5	鳥根県益田市(美濃郡美都町)	10	ア	①②	3.06	(①高津川流域 ②益田川ダム、久々茂簡易水道)
6	鳥根県飯石郡飯南町(飯石郡赤来町)	5	ア	②	3.12	(来島ダム)
7	鳥根県雲南市(飯石郡掛合町)	8	ウ	②	2.65	(須佐簡易水道)
8	鳥根県邑智郡美郷町(邑智郡邑智町)	5	ア	①	2.83	(江の川流域)
9	鳥根県邑智郡邑南町(邑智郡瑞穂町)	10	ア	①	3.48	(江の川流域)
10	鳥根県邑智郡邑南町(邑智郡瑞穂町)	41	ウ	①	2.78	(江の川流域)
11	鳥根県邑智郡邑南町(邑智郡石見町)	6	ア	①②	3.34	(①江の川流域 ②日和簡易水道)
12	鳥根県益田市(美濃郡美都町)	17	ア	①②	3.06	(①高津川流域 ②都茂二川簡易水道)
13	鳥根県松江市(八束郡鳥根町)	56	ウ	②	3.11	(加賀簡易水道)
14	鳥根県益田市(美濃郡匹見町)	8	ア	①	3.06	(高津川流域)
15	鳥根県安来市(能義郡広瀬町)	13	ア	②	2.83	(安来市上水道富田水源池・浄水場)
16	鳥根県安来市(能義郡伯太町)	7	ウ	②	2.29	(安来市上水道官内水源池)
17	鳥根県出雲市(簸川郡佐田町)	8	ア	②	3.14	(窪田簡易水道)
18	鳥根県出雲市(簸川郡佐田町)	29	ア	②	3.14	(窪田簡易水道)
19	鳥根県江津市	61	ア	①	2.89	(江の川流域)
20	鳥根県大田市	19	ア	②	2.81	(川合東部簡易水道)
21	鳥根県浜田市(那賀郡金城町)	26	ア	②	3.26	(周布川ダム・大長見ダム)
22	鳥根県浜田市(那賀郡金城町)	7	ア	②	3.10	(加志岐ダム)
23	鳥根県邑智郡美郷町(邑智郡邑智町)	22	ウ	①	2.84	(江の川流域)
24	鳥根県益田市	9	ア	①	3.17	(高津川流域)
25	岡山県津山市(苫田郡加茂町)	9	ア	①	2.72	(吉井川流域)
26	岡山県高梁市(川上郡成羽町)	27	ウ	①②	2.63	(①高梁川流域 ②新見市坂本簡易水道)
27	岡山県苫田郡鏡野町(苫田郡奥津町)	42	ウ	①	2.79	(吉井川流域)
28	岡山県岡山市(御津郡御津町)	6	ウ	①	2.23	(旭川流域)
29	広島県福山市(芦田郡新市町)	31	ウ	①②	2.16	(①芦田川流域 ②福山市上水道)
30	広島県庄原市(甲双郡総領町)	5	ウ	①②	2.11	(①江の川流域 ②灰塚ダム、庄原市総領簡易水道)
31	広島県山県郡北広島町(山県郡芸北町)	16	ア	①②	2.60	(①太田川流域 ②王泊ダム、安芸太田町簡易水道)
32	広島県山県郡北広島町(山県郡豊平町)	7	ア	①②	2.60	(①太田川流域 ②土師ダム、北広島町上水道)
33	広島県山県郡北広島町(山県郡芸北町)	10	ア	①②	2.60	(①太田川流域 ②芸北町簡易水道)
34	広島県庄原市	24	ウ	①②	2.28	(①江の川流域 ②灰塚ダム、庄原市総領簡易水道)
35	広島県東広島市(賀茂郡黒瀬町)	37	ウ	②	2.76	(二級ダム)
36	広島県山県郡北広島町(山県郡豊平町)	12	イ	①②	2.60	(①江の川流域 ②北広島町上水道)
37	広島県三次市(双三郡布野村)	8	ウ	①②	1.83	(①江の川流域 ②三次市作木町港簡易水道)
38	広島県庄原市	24	ア	①	2.11	(江の川流域)
39	広島県三次市(双三郡作木村)	7	ウ	①②	2.27	(①江の川流域 ②浜原ダム)
40	広島県庄原市(比婆郡東城町)	16	ウ	①②	2.59	(①高梁川流域 ②庄原市上水道)
41	広島県庄原市	9	ウ	①②	2.28	(①江の川流域 ②三次市上水道)
42	広島県庄原市(比婆郡口和町)	9	ウ	①②	2.28	(①江の川流域 ②庄原市口和簡易水道)
43	広島県安芸高田市(高田郡八千代町)	8	ア	①②	2.39	(①江の川流域 ②土師ダム)
44	広島県庄原市(甲双郡総領町)	23	ア	①②	2.11	(①江の川流域 ②灰塚ダム、庄原市総領簡易水道)
45	広島県神石郡神石高原町(神石郡油木町)	7	ウ	①②	2.94	(①高梁川流域 ②田原簡易水道)
46	山口県下関市(豊浦郡豊浦町)	9	ウ	②	3.12	(川棚浄水場)
47	山口県下関市	24	ウ	②	3.16	(内日ダム)
48	山口県宇部市	21	ウ	②	2.78	(広瀬浄水場)
49	山口県長門市(大津郡日置町)	20	ウ	②	2.53	(畑ダム)
50	山口県美祿市	7	ウ	②	3.48	(川東簡易水道)
51	山口県周南市(都濃郡鹿野町)	21	ウ	①②	3.27	(①錦川流域 ②向道ダム、鹿野簡易水道)
52	山口県山口市(佐和郡徳地町)	21	ウ	①②	3.31	(①厚東川～佐波川流域 ②人丸水源池)
53	山口県萩市(阿武郡須佐町)	5	ア	②	2.97	(須佐簡易水道)
54	山口県長門市(大津郡油谷町)	32	ウ	②	2.55	(牛ヶ迫池)
55	徳島県三好市(三好郡西祖谷山村)	30	ウ	①②	3.69	(①吉野川流域 ②三縄ダム)
56	徳島県三好郡東みよし町(三好郡三加茂町)	5	ウ	①	2.61	(吉野川流域)
57	徳島県三好市(三好郡東祖谷山村)	22	ウ	①②	3.68	(①吉野川流域 ②松尾川ダム)
58	徳島県海部郡海陽町(海部郡海南町)	5	イ	②	3.83	(樫ノ瀬桑原簡易水道)
59	徳島県那賀郡那賀町(那賀郡木頭村)	10	イ	①②	4.21	(①那賀川流域 ②小見野々ダム)
60	徳島県那賀郡那賀町(那賀郡上那賀町)	55	イ	①	4.21	(那賀川流域)
61	徳島県阿波市(板野郡土成町)	39	ウ	①②	2.35	(①吉野川流域 ②坂野町上水道)
62	香川県仲多度郡まんのう町(仲多度郡満濃町)	40	ウ	①②	2.64	(①香川地区流域 ②満濃池)
63	愛媛県北宇和郡鬼北町(北宇和郡日吉村)	12	ウ	①	4.54	(四万十川)
64	愛媛県西予市(東宇和郡城川町)	5	ウ	①②	2.64	(①肱川流域 ②鹿野川ダム)
65	愛媛県西予市(東宇和郡野村町)	9	ウ	①②	2.36	(①肱川流域 ②鹿野川ダム)
66	高知県高岡郡梶原町	6	ア	①	3.83	(四万十川)
67	高知県宿毛市	14	ア	①	3.07	(四万十川～愛媛県境)
68	高知県高岡郡四万十町(高岡郡窪川町)	15	イ	①②	3.54	(①四万十川流域 ②家地川ダム、南部簡易水道)
69	高知県四万十市(幡多郡西土佐村)	9	ウ	①②	3.74	(①四万十川流域 ②中半飲料水供給施設)
70	高知県四万十市(中村市)	7	ア	②	4.40	(大方町上水道)
71	高知県幡多郡黒潮町(幡多郡大方町)	40	ウ	①	3.57	(四万十川流域)
72	高知県室戸市	30	ア	①	4.81	(物部川～徳島県境流域)
73	高知県宿毛市	22	ア	①	3.07	(四万十川～愛媛県境)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≧1.00。